

介護保険料と後期高齢者医療保険料

介護保険について…介護保険課☎43-9285、後期高齢者医療保険について…国保年金課☎43-9065

介護保険料のお知らせ

65歳からは第1号被保険者

40歳から64歳までの介護保険料は、各医療保険料(国民健康保険、社会保険、共済保険など)に含まれて徴収されます。このような人を「第2号被保険者」といいます。65歳になると「第1号被保険者」に切り替わり、保険料の納め方と決め方が変わります。

いつから納付するの？

第1号被保険者としての保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めることになり(※)、65歳になる月の翌月または翌々月に郵送される納付書による納付(普通徴収)から始まります。なお、年度の途中で他の市区町村から八戸市へ転入した場合は、住民登録をした月の分から八戸市に納めることになり、納付書も改めて郵送されます。

(※)7月1日生まれの人は6月分から、7月2日生まれの人は7月分から納め始めます。

保険料の決め方

収入や所得、世帯課税の状況などにより基準額に保険料率を乗じた各段階に決定します。4年度(4年4月から5年3月まで)の介護保険料は、前年分の本人および世帯の所得状況を基に7月に決定されます。

【令和4年度の保険料(基準月額6,000円)】

	所得段階	保険料率	保険料月額(年額)
第1	▷生活保護受給者 ▷世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ▷世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.30	1,800円(21,600円)
第2	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	0.50	3,000円(36,000円)
第3	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	0.70	4,200円(50,400円)
第4	世帯の誰かに市民税課税者があり、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.875	5,250円(63,000円)
第5	世帯の誰かに市民税課税者があり、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	1.00	6,000円(72,000円)
第6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	7,200円(86,400円)
第7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	7,800円(93,600円)
第8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	9,000円(108,000円)
第9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.70	10,200円(122,400円)
第10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	2.00	12,000円(144,000円)
第11	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.10	12,600円(151,200円)
第12	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.20	13,200円(158,400円)
第13	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上	2.30	13,800円(165,600円)

※第1段階から第3段階までは、公費による保険料軽減を実施

後期高齢者医療保険料のお知らせ

保険料の決め方

$$\left[\begin{array}{l} \text{均等割額(被保険者全員が納める額)} \\ \mathbf{44,400円} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{所得割額(所得に応じて納める額)} \\ \text{(前年の総所得金額等-43万円) × 8.80\%} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{保険料} \\ \text{(上限額66万円)} \end{array} \right]$$

均等割額の軽減

世帯内の「後期高齢者医療制度加入者」と「世帯主」の所得を合わせた合計所得により、均等割額が軽減されます。

被保険者と世帯主の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	7割
43万円+(28.5万円×被保険者の数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	5割
43万円+(52万円×被保険者の数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	2割
後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(会社の健康保険等)の被扶養者であった人 ※世帯の所得が低い人は、さらに高い割合での軽減(7割軽減)が受けられます。	加入から2年間に限り5割

介護保険料(第1号被保険者)と後期高齢者医療保険料の納め方

共通 納め方は、受給している年金の額によって2通りに分かります。

① 特別徴収 年金が年額18万円以上の人は、年金から【天引き】になります

■仮徴収と本徴収(前年度から継続して特別徴収の人の場合)

4月	6月	8月	10月	12月	2月	●仮徴収 原則として前年度の2月分と同額の保険料を3回納めます。 ●本徴収 確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます。
仮徴収			本徴収			

■本来、年金から天引きになる「特別徴収」の人でも、一時的に納付書で納める場合があります

- | | |
|----------------|---|
| ▷65歳になったとき | ▷収入申告のやり直しなどにより、所得段階が変更になったとき |
| ▷他市区町村から転入したとき | ▷現況届の未提出などで年金が停止または年金担保により保険料の天引きができなくなったとき |

② 普通徴収 年金が年額18万円未満の人は、納付書で各自納めます

■令和4年度納期限

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	8/1(月)	8/31(水)	9/30(金)	10/31(月)	11/30(水)	12/28(水)	1/31(火)	2/28(火)	3/31(金)

■便利で納め忘れのない口座振替へ

口座振替の手続きは、「国民健康保険税」「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」のそれぞれで必要です。各納付書、通帳、通帳届出印を持参し、金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

■後期高齢者医療保険料は、特別徴収の人でも、市へ申し出ることにより口座振替に変更できます

納付が難しいとき

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得や事業に著しい損失を受けた場合、また、地震などの災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合など、特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいときにはそのままにせず、まずは各担当課へご相談ください。

介護保険料を滞納すると

納期限から1年以上滞納	利用者がサービスにかかる費用の全額をいったん自己負担しなければなりません。償還払い申請により、後で保険給付分(費用の9割～7割)が支払われます(支払い方法の変更を保険証に記載)。
納期限から1年6か月以上滞納	利用者がサービスにかかる費用の全額をいったん自己負担しなければなりません。償還払い申請をしても、保険給付分の一部または全部が一時的に差し止められたり、滞納していた保険料を保険給付分から差し引かれたりします。
納期限から2年以上滞納	通常1割または2割の利用者負担が3割に、3割の人は4割に引き上げられます。また、高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費の支給が受けられなくなります。

介護保険料減免申請の受け付け

7月に通知書が届いた人は、7月29日(金)までに申請してください。8月以降は、随時受け付けをします。

後期高齢者医療保険料を滞納すると

特別な事情もなく滞納を続けた場合は、有効期限が短い短期保険証が発行されます。

【昨年度までの後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか？】

後期高齢者医療保険料を金融機関などの窓口で直接納める人には、納付書を送付しています。納め忘れの納付書をお持ちの人は、お近くの金融機関(ゆうちょ銀行除く)や市民サービスセンター、南郷事務所で納付をお願いします。

なお、昨年度までの分で、納期限までに納めていない人には、督促のはがきをお送りしていますので、市からの郵便物をご確認ください。